

**【改定概要】 青森県版積算基準書の改定
(令和7年10月1日以降適用)**



青森県版 積算基準（共通編）

冬期屋外工事の歩掛補正の改定

冬期屋外工事の歩掛補正の改定(1/2)

工事（国交省）

委託（国交省）

工事（青森県）



青森県
県土整備部

Land and Infrastructure Dept.
Aomori Prefectural Government

→ 対象となる期間の拡大

○ 対象工事

改定前： 10月1日
改定後： **8月1日** 以降に公告または指名通知する工事

2カ月の拡大

➡引き続き、11月1日から3月31日までの冬期間が、全工期の2分の1を越える必要あり

○ 対象期間の拡大に伴う補正率表の見直し

冬期歩掛補正率（％）						
		工 期 終 期				
		11月	12月	1月	2月	3月
工 期 始 期	8月		0	1	1	1
	9月		0	1	2	1
	10月	0	0	2	2	2
	11月	0	0	2	2	2
	12月		2	3	3	2
	1月			4	4	2
	2月				3	2
	3月					0

8・9月が始期の
補正率を追加

既存の補正率は
変更なし



工事（国交省）

委託（国交省）

工事（青森県）



青森県
県土整備部

Land and Infrastructure Dept.
Aomori Prefectural Government

青森県版 積算基準（共通編）

工事用除雪の改定

→ 計上タイミングの変更

○当初設計では計上せず、変更設計で実績計上するよう改定

	改定前	改定後
当初設計	計上する	計上しない
変更設計	変更しない	実績変更する

変更でのみ対応

→ 変更方法

○変更方法

受注者からの協議によって変更する

協議の際に受注者は

- 除雪作業の集計表を提出
- 除雪作業の根拠資料（作業日・時間・場所・積雪深等）を提示

⇒根拠資料から発注者が妥当性の確認を行う

根拠資料は
「提示」だけ





➡ 積算方法の変更

○積算の煩雑さ解消

- 人力除雪は除雪量、機械除雪は作業時間により積み上げ計上
- 除雪箇所が「一定」・「工事進捗により移動」のどちらでも同じ積算
- 「障害の有無」「施工場所」「施工地域」は基本関係なし

○人力除雪の積算（変更積算時）

- 施工箇所等で、施工の都度、人力除雪する場合に使用（降雪量の多少によらず使用可）
- 人力除雪の単価表を作成し、算出した積雪量（除雪量）を計上する。

積雪量の計算

$$Vs = A \cdot H$$

Vs : 積雪量(除雪量) (m³)A : 除雪面積 (m²)

H : 積雪深 (m)

人力除雪 1 m³あたり単価表

名称	単位	数量	摘要
普通作業員	人	0.03	投棄距離が5mを超える場合には0.01人を加算
諸雑費	式	1	



注) 労務単価は、冬期屋外工事の歩掛補正の対象外とする

➡ 積算方法の変更

○機械除雪の積算（変更積算時）

- 運搬路等に **10cm程度以上の降雪があった場合**に限り、ブルドーザによる機械除雪を標準として計上することができる。
- 建設機械等損料算定表により運転1時間当り単価表を作成し、**作業時間は実作業時間**とする。

（例）ブルドーザ15t級による機械除雪1時間当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
運転手（特殊）		人		1/T
ブルドーザ	[普通・排出ガス対策型 (○次基準値)]15t級	時間	1	機械損料
軽油		ℓ		
諸雑費		式	1	



注）Tは運転日当り運転時間で、年間標準運転時間÷年間標準運転日数により算出する。

労務単価は、冬期屋外工事の歩掛補正の対象外とする。

工事（国交省）

委託（国交省）

工事（青森県）



青森県
県土整備部

Land and Infrastructure Dept.
Aomori Prefectural Government

青森県版 積算基準（共通編）

その他の改定



➡ 生コンクリートの養生費及び単価の冬期割増

○文言の軽微修正

➡ 道路工事の盛土法面工法

○実態と合わないため削除

➡ リバーササーキュレーション工

○国交省版積算基準書から削除されたため、
県版からも削除